

西十勝森林組合だより

JForest



発行日：令和 5年 6月 (No. 20)
発行：西十勝森林組合
住所：上川郡新得町字屈足基線1番地9
TEL：(0156) 65-3301
FAX：(0156) 65-3303
砕石工場：(0156) 65-3531

「令和5年度 第54回 通常総代会」4年ぶりにご来賓のご臨席を賜り開催 当期末処分剰余金3,722万円 出資配当6% & 事業割り戻し配当実施 次期繰越剰余金に1,235万円計上

「令和5年度第54回西十勝森林組合通常総代会」を去る 5月31日(水)午前10時00分より当森林組合研修室にて開催いたしました。新型コロナウイルス感染症が第2類感染症から季節性インフルエンザ等と同じ行動制限のない第5類感染症へ引き下げ移行となり、当日は感染防止対策を取りながら4年ぶりにご来賓のご臨席を賜わっての開催とすることができました。ご来賓よりご祝辞を頂いた後、今年度の議長には新得地区の長野 章 様が選出され議案審議に入り、おかげをもちまして提出決議事項全て原案通り可決承認され、無事総代会が終了いたしましたことをご報告申し上げます。



代表理事組合長
村岡 昇



令和4年度事業実績は、業務3部門損益において全て計画を上回り、税引き後の当期末処分剰余金3,722万円を確保し、これより法定準備金に491万円、組合員様への配当として出資配当金 6%の554万円、事業分量配当金393万円とし、施設整備資金としての任意積立金に1,050万円を積み増しし、残余の1,235万円を次期に繰越すことといたしました。

令和5年度事業計画は、業務3部門いずれにおいても費用上昇が避けられず、部門総損益は、4年度実績対比75.7%に止まる見通しです。

さて、ある気象予報士が、「北海道は、世界平均の2倍のスピードで温暖化が進行する。」と述べています。現代の人類にとっての最重要課題は、地球温暖化対策といっても過言ではありません。国は、2030年において、温室効果ガス排出量を2013年度対比で46%削減（道は48%）を目指し、2050年に完全なゼロカーボンを実現することを目標に定めています。「ゼロカーボン」とは、日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林の管理・保全活動などによる「吸収量」を差し引いて排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味し、そうなった社会を「脱炭素社会」と呼び、その実現のためには森林等の吸収源対策の強化が必要不可欠です。森林は、大気中のCO₂を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化防止に貢献しています。また、森林から産出される木材は、製品として利用されている間も炭素を長期的に固着させることに加えて、製造時のエネルギー消費が少ない資材であるとともに、エネルギー利用（薪・ペレット・バイオマス発電など）により化石燃料を代替することから、CO₂排出削減にも寄与しています。

令和元年度から制度運用が開始された「森林環境譲与税」は、気候変動対策の一環として設けられました。喫緊の課題である森林整備・保全及びその促進に対応するために、現在、国から地方自治体へ分配されています。令和6年度からは、個人住民税に1人当たり年額1,000円を上乗せして市町村が徴収する新税「森林環境税」の収入を原資とすることが決まっています。

森林環境譲与税及び森林環境税の創設が盛り込まれた税制改正大綱が閣議決定された平成30年の通常国会では同時に、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、森林の経営管理を市町村や「意欲と能力のある林業経営者（北海道へ申請登録）」によって持続的に行う措置を講じることを内容とする「森林経営管理法」も成立しています。この森林経営管理法に基づく新たな制度「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」では、「経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する。」としています。

森林環境譲与税と森林経営管理法は、市町村に運用の裁量を与えられており、森林組合は、意欲と能力のある林業経営者として、また、地域の森林・林業の担い手として連携することを期待されています。しかしながら、これら制度が創設されてから約4年が経過した現在もその運用に関しては、全国的にみても順調とは言い難い状況です。

私たち森林組合は、森林所有者を組合員とする協同組合として、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林の整備・保全に取り組まなければなりません。地域の生活基盤や住民の生命を守るためには適切な森林整備を進める必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症や不穏な世界情勢に伴う世界的な木材需給の変動等により国産材の需給がひっ迫したことから、成熟した森林資源を有効に活用する循環型林業を強力に推進することが求められています。

このような中、私たち森林組合系統では、地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて、新たな森林組合系統運動方針「JForestビジョン2030」を決議し、次のように全国統一目標（スローガン）を掲げています。

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森

林環境譲与税の活用を協ししつつ、引き続き適切な利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合システムを挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

(1) 組合員サービスの向上 組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何が出来るか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

(2) 働く人の所得向上・就業環境改善 他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

(3) 事業拡大・効率化による経営の安定 人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICT（情報通信技術）の活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

～以上「JForestビジョン2030」全国統一スローガン

森林なくして地球温暖化防止はあり得ません。森林は地域の宝です。次世代のために、適切な森林管理、木材資源の循環利用にしっかりと取り組んでいく事が、私たち森林組合の使命です。

様々な面で重要度が増している森林の存在意義の大きさを、地域住民の方々に理解して頂けるような取り組みの必要性を強く感じています。昨年からは地域おこし協力隊（林業支援員）と共に取り組んでいる「木育」が、まずは森に目を向けてもらうためのきっかけとなる事を期待しているところです。そして、この木育活動の推進は、ゼロカーボンの普及のための一助になると捉えています。

最後になりましたが、現場作業ではスマート林業導入により軽労化を図り、労働環境の整備点検のもと安全作業に徹し、役員従業員一同結束して事業計画達成に向けて取り組んで参りますので、関係各位のご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

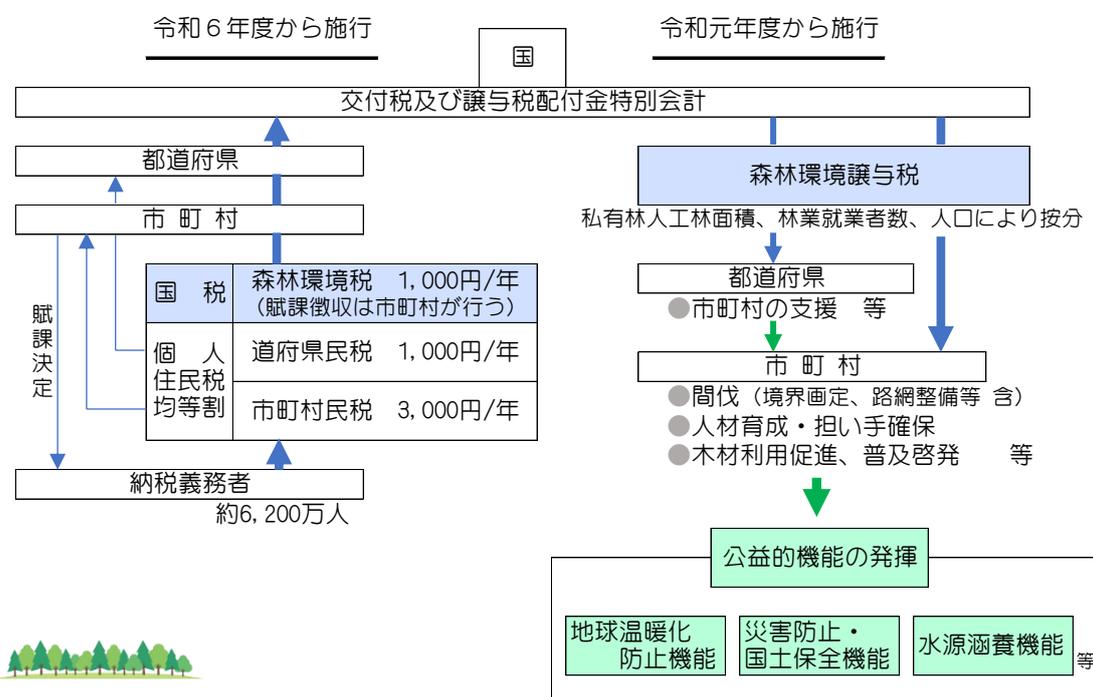


「森林環境税」及び「森林環境譲与税」について

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割に上乗せする形で一人年額1,000円の徴収が決定しており、令和元年度には、関連法律に基づき、地方公共団体に対し「森林環境譲与税」の譲与が開始されたところです。

「森林環境譲与税」は、市町村に用途の裁量が与えられていることから、今後も当組合としては、管轄区域である新得、鹿追両町とこの財源の用途、活用計画等について議論を重ね検討していくこととしています。

【森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ】



〈部門別〉令和04年度事業実績及び令和05年度事業計画

部 門	内 訳	令和04年度計画 (千円)	期 末 実 績 (千円)	計 画 比 (%)	令和05年度計画 (千円)	前年度 実績比(%)
指 導	収 益	400	400	100.0	400	100.0
	費 用	1,000	1,649	164.9	1,900	115.2
	損 益	-600	-1,249	208.2	-1,500	120.1
森林整備	収 益	147,636	162,187	109.9	149,694	92.3
	費 用	107,636	117,614	109.3	111,694	95.0
	損 益	40,000	44,573	111.4	38,000	85.3
木材生産	収 益	227,880	242,491	106.4	249,520	102.9
	費 用	191,880	192,275	100.2	209,520	109.0
	損 益	36,000	50,216	139.5	40,000	79.7
砕 石	収 益	108,975	129,313	118.7	136,865	105.8
	費 用	100,677	109,479	108.7	127,565	116.5
	損 益	8,298	19,834	239.0	9,300	46.9
合 計	収 益	484,891	534,391	110.2	536,479	100.4
	費 用	401,193	421,017	104.9	450,679	107.0
	損 益	83,698	113,374	135.5	85,800	75.7

理事会の動き

組合だより令和 5年 1月号 (No. 19) からのつづきです。



令和 4年度 理事会

《第 6回》令和 5年 2月14日(火)午後 2時00分

付議事項

- 議案第 1号 固定資産（山林）の取得について
- 議案第 2号 固定資産（車両運搬具）の取得について

報告事項

- 1) 令和 4年度 1月期事業実績及び期末決算見込について
- 2) 森林組合員の加入及び脱退について
- 3) 現場技能者の新規採用について
- 4) 令和 4年度 全道森林組合役員（理事・監事）研修会の開催について
- 5) 令和 4年度 役職員従業員研修旅行について

《第 7回》令和 5年 3月15日(水)午後 2時00分

付議事項

- 議案第 1号 総代改選の実施日程について
- 議案第 2号 固定資産（土地・建物）の取得について
- 議案第 3号 令和 4年度 決算見込処理案について
- 議案第 4号 職員及び従業員に対する年度末手当の支給について
- 議案第 5号 理事と組合との契約承認について

報告事項

- 1) 令和 4年度 2月期事業実績及び期末決算見込について
- 2) 森林組合員の加入について



令和 4年度 第 7回 理事会 の様子

令和 5年度 理事会

《第 1回》令和 5年 4月28日(金)午前10時00分

付議事項

- 議案第 1号 令和 4年度 事業実績について
～監査報告～
- 議案第 2号 令和 5年度 事業計画（案）について
- 議案第 3号 令和 5年度 職員給与改正について
- 議案第 4号 令和 5年度 各事業に係る手数料率、延滞利息の設定について
- 議案第 5号 理事と組合との契約承認について
- 議案第 6号 役員（理事・監事）報酬の改定（案）について
- 議案第 7号 固定資産（山林）の売却について
- 議案第 8号 定款の一部改正について
- 議案第 9号 規約の一部改正について
- 議案第10号 監査士監査結果の回答について
- 議案第11号 資産査定表について
- 議案第12号 令和 5年度 第54回 通常総会（総代会）提出議案について
- 議案第13号 令和 5年度 第54回 通常総会（総代会）開催日程等について

報告事項

- 1) 森林組合員の加入及び脱退について
- 2) 西十勝森林組合機構図について
- 3) 令和 5年度 年間就労・休日カレンダーについて
- 4) 総代の決定について

《第 2回》令和 5年 5月31日(水)午前11時00分

付議事項

- 議案第 1号 役員報酬（理事報酬・監事報酬）の配分及び支給方法について
- 議案第 2号 従業員に対する夏期手当の支給について
- 議案第 3号 固定資産（土地）の取得について
- 議案第 4号 管理課「組合員管理システム」「出資金管理システム」の購入について
- 議案第 5号 西十勝森林組合「諸規程」の改正について

報告事項

- 1) 特殊車両（森林整備課/CAT259Dコンパクトトラックローダ）火災事故報告について



令和 5 年度
第 54 回
西十勝森林組合
通常総代会
令和 5 年 5 月 31 日 (水)
西十勝森林組合 研修室



総代総数 (現在数) 104 名
総代会定足数 52 名

出席者内訳
本人出席 14
代理(委任状) 2
書面議決 75
計 91 名

出席率 91/104 87.5 %



平素、当組合の運営につきましては、特段のご指導、ご支援を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の「令和 5 年度 第 54 回 通常総会 (総代会)」につきましては、令和元年度以来 4 年ぶりにご来賓の方々をお迎えし、5 月 31 日 (水) 午前 10 時 00 分より当森林組合研修室にて開催いたしました。

当日は、総代ご本人様出席 14 名、代理委任 2 名、書面議決 75 名、合計 91 名の総代の方々から決議をいただき、お陰をもちまして提出案件全て原案通り可決承認され、無事総代会が終了いたしましたことをご報告申し上げます。

新しい事務所が完成してからは初めてご来賓の方々をお招きしての総代会開催となり、大変うれしく感謝の念に堪えません。誠に有難うございました。今後とも組合員皆様の大切な財産である森林の保全管理と地域民有林の振興に努めてまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



《出席状況/総代会成立報告》参事 佐藤 正人



《開会宣言》代表理事副組合長 飯沼 新吾



《開会の挨拶》代表理事組合長 村岡 昇

《来賓祝辞》

ご来賓より
ご祝辞を
いただきました。
誠にありがとう
ございました。



カンパニユラ
花言葉「感謝」



新得町
副町長 佐藤 博行 様



北海道十勝総合振興局
産業振興部林務課
主幹 門田 和久 様



北海道森林組合連合会
営業部長 清水 秀俊 様

第54回 通常総代会 決議事項



議案第 1号	令和 4年度 事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分案、注記表及び附属明細表）について	通常決議	可決
議案第 2号	令和 5年度 事業計画の設定について	通常決議	可決
議案第 3号	令和 5年度内における借入金の最高限度額の決定について	通常決議	可決
議案第 4号	令和 5年度内 余裕金の預入先の決定について	通常決議	可決
議案第 5号	令和 5年度の理事及び監事の役員報酬の決定について	通常決議	可決
議案第 6号	固定資産（土地・山林）の取得及び売却について	通常決議	可決
議案第 7号	定款の一部改正について	特別決議	可決
議案第 8号	規約の一部改正について	通常決議	可決



必要決議数 通常決議 46名（出席者の過半数）
 特別決議 60名（出席者の3分の2以上）



お世話になりました。
 ありがとうございました。



ご来賓の皆様

ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございました。



北海道十勝総合振興局
 産業振興部林務課
 林務係長 舟越 大悟 様

新得町
 産業課長
 桂田 聡 様

北海道森林組合連合会
 営業部長
 清水 秀俊 様

北海道十勝総合振興局
 産業振興部林務課
 主幹 門田 和久 様

鹿追町
 副町長
 松本 新吾 様

新得町
 副町長
 佐藤 博行 様

議案審議の様子

ご出席いただきました皆様お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。



2～4月の木育活動報告

新得町地域おこし協力隊 林業支援員 佛坂 樹華

2月 アロマキャンドル作り

蒸留器を自作し、精油を作りました(トドマツ、アカエゾマツ、ニオイヒバ)

それらを使ってアロマキャンドルを作る体験をやらしてもらいました。

良い香りに包まれながら素敵な時間を過ごすことができました。

蒸留装置の仕組みも解説しました。



3月 ネイチャーゲーム&スノートレッキング

林業試験場をお借りして実施しました。

晴天に恵まれ雪のコンディションも良く、最高のスノートレッキング日和となりました。

ネイチャーゲームは五感を使って自然を感じるアメリカ発祥のアクティビティです。

「カモフラージュ」というゲームを行い、大変盛り上がりました。



4月 樹液スイーツ試食会

8日に新得(組合所有林)、15日に鹿追(いちょうの森)で実施しました。

シラカバの樹液を煮詰めてシロップを作り、樹液を練り込んだパン生地を焚火で焼いてシロップを付けて食べてもらいました。美味しそうに食べてもらえてよかったです。

「詳しい人に教えてもらいながら森に入るのは楽しい」「樹液が透明で美味しくて驚いた」などの声をいただきました。



5月6月は植栽のため木育イベントはお休みしていました。8月からまた開催します！

森林組合の仕事の魅力や木育イベント情報について発信していきます。

いいね・フォローよろしくお願いします！





2023年 コープ未来（あした）の森づくり植樹祭



今年も「コープ未来（あした）の森づくり」植樹祭（生活協同組合コープさっぽろ主催）が5月14日（日）新得町有林（字新内 74-26林小班）で行われました。

当日は、十勝総合振興局林務課、森林室普及課、新得町産業課の各職員の方々の協力のもと、約40名の参加者がカラマツの苗木を植樹しました。

当組合から村岡組合長はじめ森林整備担当職員（白石課長・山岸係長・清野主任）3名がお手伝いに参加させていただきました。

この取り組みは、生活協同組合コープさっぽろと新得町が結んだ森林整備協定に基づいて行われ、この森林の施業及び管理等に関する業務については、コープさっぽろ様から当組合が受託しています。





社会福祉法人 厚生協会 70周年 記念植樹

6月21日(水)新得町の社会福祉法人「厚生協会」様の70周年記念植樹が厚生協会様所有林（新得町字上佐幌 85-92林小班）で行われました。

当日は、厚生協会様から理事長様はじめ約25名の方が参加されミズナラとエゾヤマザクラの苗木を植樹しました。

当組合からは、森林整備担当職員の白石課長・山岸係長と総務部の山口係員の3名がお手伝いに参加させていただきました。

厚生協会様は、60周年時にも同町内所有林（字屈足 94-57林小班）にミズナラとエゾヤマザクラを植栽されています。



植樹方法を説明する 山岸係長



ナカノ カズシゲ 総代 中野 一成 様（鹿追町）より ご自身制作の木製椅子をご寄贈いただきました。

広葉樹原木からの製材も中野様ご自身でされています。

製材機を所有されているのが凄いです。

とても美しく可愛らしい椅子です。

座り心地も最高です。

来客用正面玄関に置かせていただいています。

誠にありがとうございました。



昨年秋に続いて今年の春も

ホダ木からシイタケが発生しました。



令和3年春に種駒接種したホダ木から
昨年秋に続いて今年の春も5月中旬頃からシイタケが発生しました。
ほとんど関わっていない興味のない私（山口）でも
出てきたシイタケを目にするとなんか「おお〜」ってなります。
出てくれるとやはりうれしいものです。



薪（まき）・椎茸櫓木（しいたけホダ木）を販売しています。



「まき」「しいたけホダ木」を販売しています。どうぞお買い求め下さい。

なお、配達はしておりませんので、ご了承下さい。



まき 16,500円/m³ (税込)

原木 440円/本 (税込)

ホダ木 880円/本 (税込)

組合員皆様の山づくりに造林補助制度をお役立てください。

森林は、人々が快適に暮らせるよう、様々な働きをしているかけがえのない大切な財産です。この森林が十分な機能を発揮するためには、森林所有者である組合員皆様の山づくりが必要不可欠です。このため、国や北海道では、いろいろな助成を行って皆様の山づくりをバックアップしています。是非、この助成制度を活用して価値ある山づくりをご検討ください。

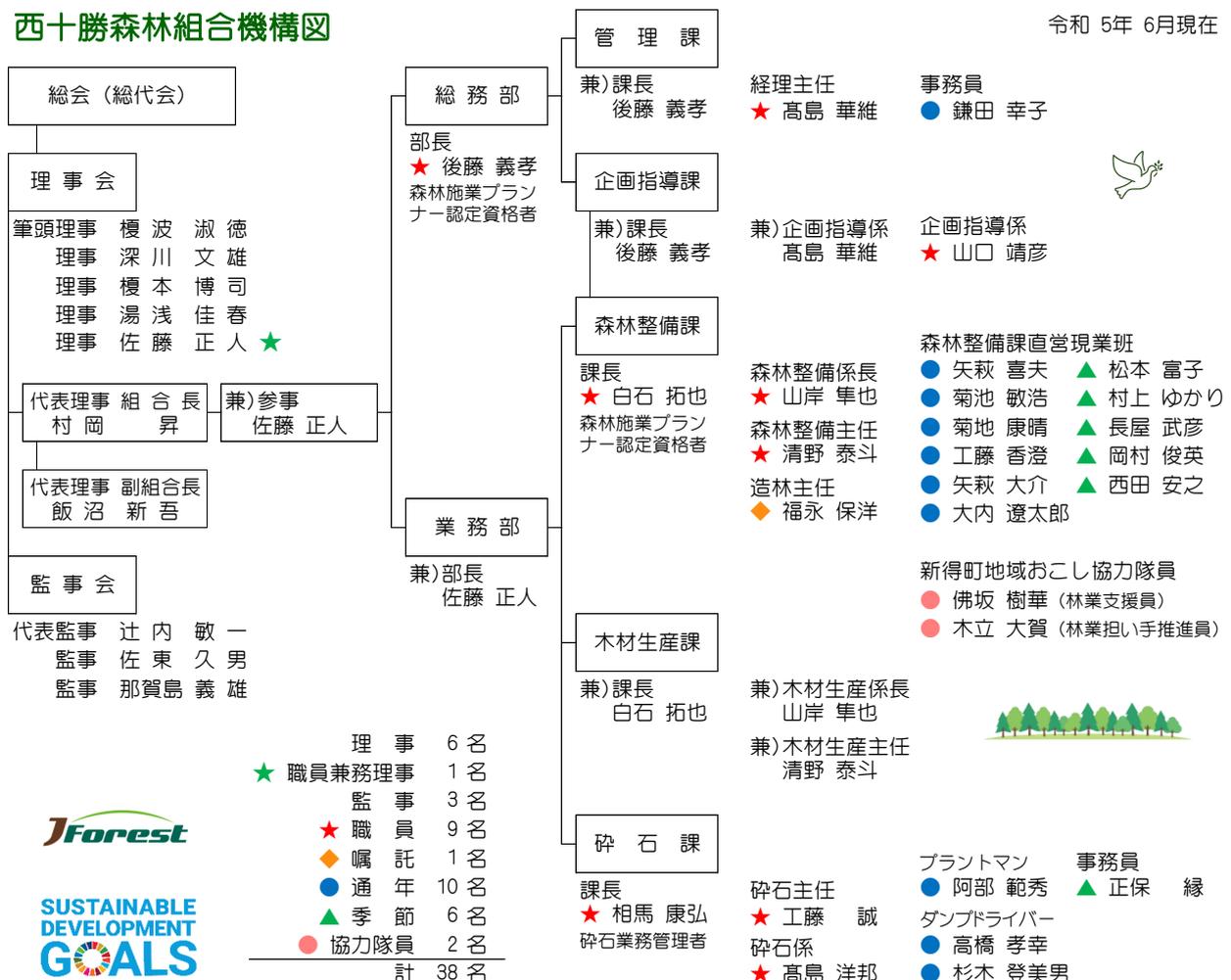
業務部 森林整備課

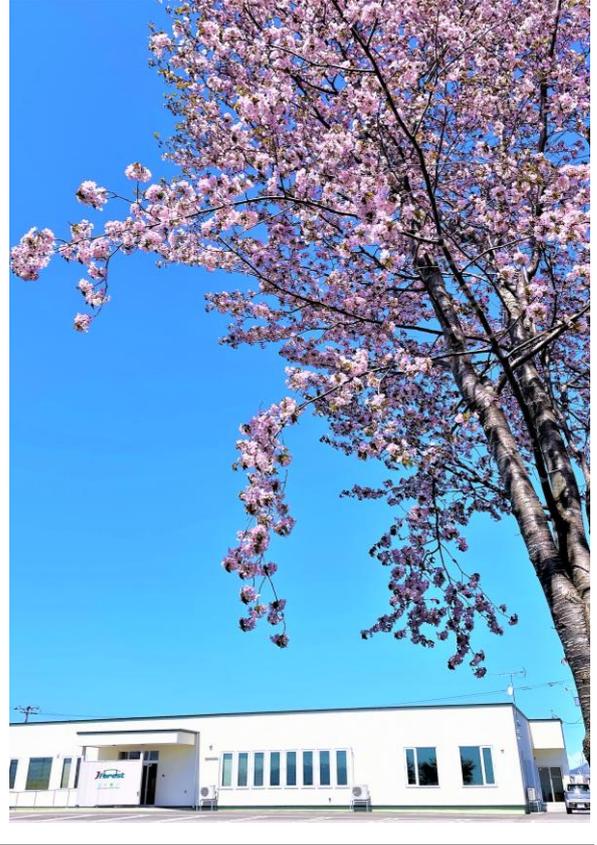


作業種	概算事業費	概算補助金額	自己負担額	摘要
人工造林	76 万円/ha	73 万円/ha	3 万円/ha	金額は、カラマツを植栽した場合です。植栽樹種によって多少金額は変動します。組合に立木売買のうえ事業実施の場合は、自己負担はありません。
下刈	11 万円/ha	10 万円/ha	1 万円/ha	植栽した年を含めて3~4年必要です。
保育間伐 (林内整理)	13 万円/ha	11 万円/ha	2 万円/ha	作業内容は、不用木の除去・不良木の淘汰で、伐採木は、林内に切捨て整理します。主に11~25年生の人工林が対象になります。
利用間伐 (搬出間伐)	35 万円/ha	23 万円/ha	- 万円/ha 木材売上金より事業費を差引後、残金を返却いたします。	作業内容は、不用木の除去・不良木の淘汰で、伐採木は、林外に搬出集積します。主に26~60年生の人工林が対象になります。 金額は、搬出材積（木材出荷）が 25m ³ /haの場合です。搬出材積により金額は変動します。 木材売上金より事業費を差引後、残金を返却いたします。
野鼠駆除	4 千円/ha	2 千円/ha	2 千円/ha	作業内容は、ヘリコプターによる殺鼠剤空中散布です。散布回数は 1回です。

西十勝森林組合機構図

令和 5年 6月現在





保険金お支払いの対象となる8つの災害

 火災 山火事で受けた損害	 風害 暴風による幹折れ、根返りなどの損害	 水害 豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害	 雪害 豪雪・積雪による幹折れ、根返りなどの損害
 干害 乾燥による枯死などの損害	 凍害 凍結、寒風などによる枯死などの損害	 潮害 潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害	 噴火災 火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

加入してよかった！森林保険



森林保険は、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段として、林業経営の安定、被災地の早期復旧に大きな役割を果たしている重要な公的保険です。

森林保険
イメージキャラクター
マモルくん



台風、山火事などの災害による森林の損害に備え、森林保険にご加入下さい。



《森林保険は、8つの自然災害に対応！》

火災、水害、風害、雪害、凍害、干害、潮害、噴火災

各種届出について

右記の事項に該当する方は、届出が必要です。お手数ですが総務部管理課までご連絡をお願いします。

TEL 0156 (65) 3301
FAX 0156 (65) 3303

下記の届出に係る事務手続き処理については、行政庁等より適正に処理するよう厳しく指導されております。該当の方のご理解とご協力をお願いいたします。

- ☆ 自宅の住所が変わったとき
- ☆ 死亡により山林名義の変更をしたとき（相続後90日以内）
- ☆ 所有山林を譲渡したとき又は譲受けたとき
- ☆ 所有山林を従来の目的外（畑等）に転用したとき
- ☆ 売買等で山林面積が変わったとき
- ☆ 所有山林を処分し組合を脱退したいとき

※ 山林の伐採は、伐採届の提出が法律で義務付けられています。今後において、山林の売却・伐採を希望される方は、当組合にご相談ください。

